

## むつ市議会第262回定例会提案理由(2)



ただいま追加上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第109号 令和6年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3億8,391万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、432億9,852万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり職員の給与改定、配置換え等に伴う給与費の増減調整をしております。

次に、歳入の主なものについてであります。補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を計上しております。なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、第三田名部小学校なかよし会整備事業について、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました4議案について、その大要を申し上げます。細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

## むつ市議会第262回定例会議案（2）



目

次

議案第106号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	5
議案第107号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	23
議案第108号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……	25
議案第109号	令和6年度むつ市一般会計補正予算 ……	27



議案第106号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものである。



## むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の122.5」とあり、及び「100分の127.5」に改める。

第19条第2項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の97.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
定年前	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
再任用	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
短時間	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
勤務職	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
員以外	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
の職員	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700

42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		

	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400	386,600			
	95		299,700	347,800	387,000			
	96		300,100	348,200	387,400			
	97		300,300	348,400	387,700			
	98		300,600	348,800	388,200			
	99		301,000	349,200	388,600			
	100		301,400	349,500	389,000			
	101		301,600	349,800	389,300			
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条から第23条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800

40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
86		294,100	330,400	351,200	393,100
87		294,300	330,600	351,500	393,500

	88		294,500	330,900	351,800	393,900
	89		294,900	331,300	352,200	394,300
	90		295,100	331,700	352,500	394,800
	91		295,300	332,000	352,800	395,200
	92		295,500	332,300	353,100	395,600
	93		295,900	332,600	353,500	396,000
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	
	105		298,900	335,800	358,100	
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300

備考 この表は、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
定年前	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
再任用	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
短時間	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
勤務職	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
員以外	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
の職員	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300



43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600

91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			

	139	305,900	337,200			
	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

## 別表第3 (第3条関係)

## 教育行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	220,700	323,900	413,600
	2	223,100	326,000	415,100
	3	225,500	328,100	416,600
	4	227,900	330,200	418,000
	5	230,300	332,200	419,300
	6	232,700	334,300	420,700
	7	235,100	336,400	422,100
	8	237,500	338,500	423,500
	9	239,900	340,500	424,900
	10	241,500	342,600	426,300
	11	243,100	344,700	427,700
	12	244,700	346,700	429,000
定年前	13	246,300	348,700	430,300
再任用	14	247,800	350,200	431,700
短時間	15	249,200	351,700	433,100
勤務職	16	250,600	353,200	434,500
員以外	17	252,000	354,600	435,700
の職員	18	253,200	356,000	437,000
	19	254,400	357,400	438,200
	20	255,600	358,800	439,500
	21	257,000	360,200	440,600
	22	258,200	361,500	441,700
	23	259,500	362,800	442,900
	24	260,800	364,100	444,100
	25	262,100	365,300	445,400
	26	264,000	366,600	446,600
	27	265,800	367,800	447,600
	28	267,600	369,000	448,700
	29	269,300	370,200	449,900
	30	271,500	371,400	450,700
	31	273,700	372,600	451,500
	32	275,900	373,700	452,400
	33	278,100	374,800	453,300
	34	280,300	376,000	453,800
	35	282,500	377,200	454,300
	36	284,600	378,300	454,800
	37	286,600	379,400	455,300
	38	288,500	380,600	
	39	290,400	381,800	
	40	292,200	382,900	

41	294,000	384,000
42	295,900	385,200
43	297,700	386,400
44	299,400	387,500
45	301,100	388,600
46	302,900	389,800
47	304,600	391,000
48	306,200	392,200
49	307,800	393,400
50	309,500	394,700
51	311,300	395,900
52	313,000	397,100
53	314,300	398,300
54	316,200	399,600
55	318,000	400,600
56	319,700	401,700
57	321,400	402,900
58	323,300	404,100
59	325,000	405,300
60	326,700	406,500
61	328,400	407,600
62	330,200	408,600
63	332,000	409,900
64	333,700	411,100
65	335,400	412,300
66	336,700	413,400
67	338,000	414,500
68	339,300	415,600
69	340,800	416,600
70	342,300	417,800
71	343,800	419,000
72	345,300	420,200
73	346,700	420,800
74	348,200	421,600
75	349,700	422,300
76	351,200	422,800
77	352,600	423,100
78	354,100	423,400
79	355,600	423,800
80	357,100	424,200
81	358,500	424,500
82	359,800	424,900
83	361,100	425,200
84	362,300	425,500
85	363,500	425,800
86	364,700	426,200
87	365,900	426,500
88	367,000	426,800

89	368,100	427,100
90	369,200	427,400
91	370,300	427,700
92	371,400	427,900
93	372,500	428,100
94	373,700	
95	374,800	
96	375,900	
97	376,900	
98	377,900	
99	378,800	
100	379,700	
101	380,500	
102	381,500	
103	382,400	
104	383,300	
105	384,100	
106	385,000	
107	385,900	
108	386,800	
109	387,600	
110	388,600	
111	389,500	
112	390,400	
113	391,000	
114	391,900	
115	392,800	
116	393,700	
117	394,500	
118	395,200	
119	396,000	
120	396,800	
121	397,400	
122	398,100	
123	398,800	
124	399,400	
125	400,000	
126	400,700	
127	401,200	
128	401,800	
129	402,400	
130	403,000	
131	403,500	
132	404,000	
133	404,300	
134	404,600	
135	404,900	
136	405,200	

	137	405,500		
	138	405,800		
	139	406,100		
	140	406,400		
	141	406,700		
	142	407,000		
	143	407,300		
	144	407,600		
	145	407,800		
	146	408,100		
	147	408,400		
	148	408,600		
	149	408,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円 276,000	円 330,000	円 411,900

備考 この表は、教育委員会事務局等に勤務する指導主事のうち公立学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の50」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。





議案第107号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第108号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第109号

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第109号

令和6年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市





## 令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,298,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年12月4日提出

むつ市長 山本知也

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,448,813	383,828	1,832,641
	1. 基金繰入金	1,448,572	383,828	1,832,400
20. 諸収入		3,063,774	91	3,063,865
	4. 受託事業収入	48,073	91	48,164
歳入合計		42,914,607	383,919	43,298,526

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		249,362	2,006	251,368
	1. 議 会 費	249,362	2,006	251,368
2. 総 務 費		4,687,336	193,522	4,880,858
	1. 総 務 管 理 費	4,067,767	195,950	4,263,717
	2. 徴 税 費	298,184	△ 5,190	292,994
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	199,701	△ 8,561	191,140
	4. 選 挙 費	70,977	3,218	74,195
	5. 統 計 調 査 費	19,388	250	19,638
	6. 監 査 委 員 費	31,319	7,855	39,174
3. 民 生 費		10,437,716	44,970	10,482,686
	1. 社 会 福 祉 費	3,284,922	60,367	3,345,289
	2. 老 人 福 祉 費	1,332,346	△ 593	1,331,753
	3. 児 童 福 祉 費	3,556,130	△ 1,497	3,554,633
	4. 生 活 保 護 費	2,264,318	△ 13,307	2,251,011
4. 衛 生 費		4,202,668	△ 52,482	4,150,186
	1. 保 健 衛 生 費	2,524,710	△ 46,481	2,478,229
	2. 清 掃 費	1,677,958	△ 6,001	1,671,957
6. 農 林 水 産 業 費		1,180,134	20,793	1,200,927
	1. 農 業 費	519,443	9,768	529,211
	2. 畜 産 業 費	148,298	1,332	149,630
	3. 林 業 費	96,237	1,078	97,315
	4. 水 産 業 費	416,156	8,615	424,771
7. 商 工 費		841,506	2,291	843,797
	1. 商 工 費	841,506	2,291	843,797
8. 土 木 費		1,991,075	△ 5,427	1,985,648
	1. 土 木 管 理 費	323,742	△ 10,097	313,645
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,014,468	628	1,015,096
	5. 都 市 計 画 費	391,301	342	391,643
	6. 住 宅 費	218,574	3,700	222,274
9. 消 防 費		2,194,845	72,189	2,267,034
	1. 消 防 費	2,194,845	72,189	2,267,034
10. 教 育 費		7,532,191	106,057	7,638,248
	1. 教 育 総 務 費	827,088	11,324	838,412
	2. 小 学 校 費	978,016	△ 1,829	976,187
	3. 中 学 校 費	873,384	4,654	878,038
	4. 社 会 教 育 費	757,073	46,301	803,374
	5. 保 健 体 育 費	4,096,630	45,607	4,142,237
歳 出 合 計		42,914,607	383,919	43,298,526

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	3. 児童福祉費	第三田名部小学校なかよし会整備事業	7,000千円

# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,644,885	0	5,644,885
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	11,932,000	0	11,932,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	0	243,804
15. 国 庫 支 出 金	9,477,858	0	9,477,858
16. 県 支 出 金	3,024,987	0	3,024,987
17. 財 産 収 入	20,114	0	20,114
18. 寄 附 金	211,000	0	211,000
19. 繰 入 金	1,448,813	383,828	1,832,641
20. 諸 収 入	3,063,774	91	3,063,865
21. 市 債	4,664,564	0	4,664,564
22. 繰 越 金	612,644	0	612,644
歳 入 合 計	42,914,607	383,919	43,298,526

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	249,362	2,006	251,368				2,006
2. 総 務 費	4,687,336	193,522	4,880,858				193,522
3. 民 生 費	10,437,716	44,970	10,482,686				44,970
4. 衛 生 費	4,202,668	△ 52,482	4,150,186				△ 52,482
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,180,134	20,793	1,200,927				20,793
7. 商 工 費	841,506	2,291	843,797			91	2,200
8. 土 木 費	1,991,075	△ 5,427	1,985,648				△ 5,427
9. 消 防 費	2,194,845	72,189	2,267,034				72,189
10. 教 育 費	7,532,191	106,057	7,638,248				106,057
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435				
12. 諸 支 出 金	5,506,151	0	5,506,151				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	42,914,607	383,919	43,298,526			91	383,828

歳入

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 財政調整基 金繰入金	3,490	383,828	387,318	1 財政調整基 金繰入金	383,828	財政調整基金繰入金
計	1,448,572	383,828	1,832,400			

第20款 諸収入  
第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 商工費受託 事業収入	771	91	862	1 商工費受託 事業収入	91	下北地域消費生活相談体制町村受託事業収入
計	48,073	91	48,164			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		42,914,607	383,919	43,298,526



歳出

第1款 議会費  
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 議会費	249,362	2,006	251,368				2,006	2 給料	762	給与費
								3 職員手当 等	486	
								4 共済費	758	
計	249,362	2,006	251,368				2,006			

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,035,716	142,248	1,177,964				142,248	2 給料	22,045	給与費  下北地域広域行政事務組 合負担金 総務費
								3 職員手当 等	76,742	
								4 共済費	40,824	
								18 負担金補 助及び交 付金	2,637	
2 企画費	346,058	1,510	347,568				1,510	1 報酬	1,510	給与費
7 人事管理 費	166,006	49,509	215,515				49,509	1 報酬	42,402	給与費
								3 職員手当 等	6,344	
								8 旅費	763	
13 庁舎管理 費	519,789	1,556	521,345				1,556	2 給料	1,199	給与費
								3 職員手当 等	357	
15 大畑庁舎 管理費	17,559	340	17,899				340	2 給料	224	給与費
								3 職員手当 等	116	
16 脇野沢庁 舎管理費	21,698	599	22,297				599	2 給料	470	給与費
								3 職員手当 等	129	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
18 広報費	48,351	188	48,539				188	1 報酬	151	給与費
								3 職員手当 等	37	
計	4,067,767	195,950	4,263,717				195,950			

第2款 総務費  
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 税務総務 費	263,884	△ 5,190	258,694				△ 5,190	2 給料	△ 3,125	給与費
								3 職員手当 等	613	
								4 共済費	△ 2,678	
計	298,184	△ 5,190	292,994				△ 5,190			

第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	199,701	△ 8,561	191,140				△ 8,561	2 給料	△ 3,630	給与費
								3 職員手当 等	△ 3,707	
								4 共済費	△ 1,224	
計	199,701	△ 8,561	191,140				△ 8,561			

第2款 総務費

第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 選挙管理 委員会費	24,687	3,218	27,905				3,218	2 給料	867	給与費
								3 職員手当 等	912	
								4 共済費	1,439	
計	70,977	3,218	74,195				3,218			

第2款 総務費  
第5項 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 統計調査 総務費	15,592	250	15,842				250	2 給料	176	給与費
								3 職員手当 等	△ 119	
								4 共済費	193	
計	19,388	250	19,638				250			

第2款 総務費  
第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 監査委員 費	31,319	7,855	39,174				7,855	2 給料	3,047	給与費
								3 職員手当 等	2,398	
								4 共済費	2,410	
計	31,319	7,855	39,174				7,855			

第3款 民生費  
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	276,749	61,293	338,042				61,293	2 給料	28,024	給与費
								3 職員手当 等	18,108	
								4 共済費	15,161	
2 障害福祉 費	2,303,491	560	2,304,051				560	1 報酬	459	給与費
								3 職員手当 等	101	
5 交通安全 対策費	10,026	736	10,762				736	1 報酬	736	給与費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
9 障害支援 区分認定 審査会費	21,555	△ 2,222	19,333				△ 2,222	2 給料	△ 333	給与費
								3 職員手当 等	△ 1,406	
								4 共済費	△ 483	
計	3,284,922	60,367	3,345,289				60,367			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	233,122	△ 1,682	231,440				△ 1,682	2 給料	△ 1,055	給与費
								3 職員手当 等	184	
								4 共済費	△ 811	
2 老人憩の 家管理費	42,800	1,089	43,889				1,089	2 給料	785	給与費
								3 職員手当 等	304	
計	1,332,346	△ 593	1,331,753				△ 593			

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	548,024	△ 2,595	545,429				△ 2,595	1 報酬	689	給与費
								2 給料	△ 1,013	
								3 職員手当 等	△ 2,773	
								4 共済費	502	
2 児童手当 措置費	573,394	269	573,663				269	1 報酬	219	給与費
								3 職員手当 等	50	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
7 キッズパーク管理 費	13,467	829	14,296				829	1 報酬	660	給与費
								3 職員手当 等	148	
								8 旅費	21	
計	3,556,130	△ 1,497	3,554,633				△ 1,497			

第3款 民生費

第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費	185,342	△ 13,307	172,035				△ 13,307	2 給料	△ 7,376	給与費
								3 職員手当 等	△ 4,117	
								4 共済費	△ 1,814	
計	2,264,318	△ 13,307	2,251,011				△ 13,307			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	1,009,905	△ 48,636	961,269				△ 48,636	2 給料	△ 24,509	給与費
								3 職員手当 等	△ 14,820	
								4 共済費	△ 9,307	
5 母子衛生 費	94,796	1,574	96,370				1,574	1 報酬	1,278	給与費
								3 職員手当 等	296	
7 斎場管理 費	46,552	581	47,133				581	2 給料	581	給与費
計	2,524,710	△ 46,481	2,478,229				△ 46,481			

第4款 衛生費  
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 清掃総務 費	45,176	1,161	46,337				1,161	2 給料	166	給与費
								3 職員手当 等	295	
								4 共済費	700	
2 じん芥処 理費	1,632,782	△ 7,162	1,625,620				△ 7,162	18 負担金補 助及び交 付金	△ 7,162	下北地域広域行政事務組 合負担金 じん芥処理費 し尿処理費
計	1,677,958	△ 6,001	1,671,957				△ 6,001			

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 農業総務 費	117,111	7,012	124,123				7,012	2 給料	2,553	給与費
								3 職員手当 等	2,183	
								4 共済費	2,276	
3 農業振興 費	328,382	535	328,917				535	1 報酬	377	給与費
								3 職員手当 等	90	
								8 旅費	68	
6 鳥獣対策 費	31,308	2,221	33,529				2,221	1 報酬	1,497	給与費
								2 給料	331	
								3 職員手当 等	393	
計	519,443	9,768	529,211				9,768			

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 畜産総務 費	19,939	1,332	21,271				1,332	2 給料	525	給与費
								3 職員手当 等	526	
								4 共済費	281	
計	148,298	1,332	149,630				1,332			

第6款 農林水産業費  
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 林業総務 費	24,375	515	24,890				515	2 給料	137	給与費
								3 職員手当 等	286	
								4 共済費	92	
2 林業振興 費	41,026	13	41,039				13	2 給料	13	給与費
3 造林費	15,661	550	16,211				550	1 報酬	447	給与費
								3 職員手当 等	103	
計	96,237	1,078	97,315				1,078			

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 水産総務 費	35,506	8,615	44,121				8,615	2 給料	3,902	給与費
								3 職員手当 等	2,658	
								4 共済費	2,055	
計	416,156	8,615	424,771				8,615			

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 商工総務 費	133,877	△ 281	133,596				△ 281	2 給料	△ 2,339	給与費
								3 職員手当 等	1,693	
								4 共済費	365	
3 観光費	296,726	630	297,356				630	1 報酬	92	給与費
								2 給料	497	
								3 職員手当 等	41	
4 消費者行 政推進費	7,191	535	7,726				444	1 報酬	435	給与費
								3 職員手当 等	100	
7 北の防人 管理費	38,804	1,407	40,211				1,407	2 給料	1,122	給与費
								3 職員手当 等	285	
計	841,506	2,291	843,797				91	2,200		

第8款 土木費  
第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 土木総務 費	172,905	△ 5,355	167,550				△ 5,355	2 給料	△ 3,202	給与費
								3 職員手当 等	△ 1,890	
								4 共済費	△ 263	
2 建設総務 費	150,837	△ 4,742	146,095				△ 4,742	2 給料	△ 1,628	給与費
								3 職員手当 等	△ 2,403	
								4 共済費	△ 711	
計	323,742	△ 10,097	313,645				△ 10,097			



第8款 土木費  
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 土木維持 費	559,695	628	560,323				628	1 報酬	401	給与費
								3 職員手当 等	227	
計	1,014,468	628	1,015,096				628			

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 公園管理 費	26,771	342	27,113				342	2 給料	262	給与費
								3 職員手当 等	80	
計	391,301	342	391,643				342			

第8款 土木費  
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 住宅総務 費	40,779	3,700	44,479				3,700	2 給料	1,433	給与費
								3 職員手当 等	1,385	
								4 共済費	882	
計	218,574	3,700	222,274				3,700			

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,768,124	72,189	1,840,313				72,189	18 負担金補 助及び交 付金	72,189	下北地域広域行政事務組 合負担金 72,189 消防本部費 9,458 むつ消防署費 6,611 大畑消防署費 15,852 大湊消防署費 17,989 川内消防分署費 9,935 脇野沢消防分署費 12,344
計	2,194,845	72,189	2,267,034				72,189			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 事務局費	281,481	△ 2,596	278,885				△ 2,596	1 報酬	2,615	給与費
								2 給料	△ 4,288	
								3 職員手当 等	△ 531	
								4 共済費	△ 392	
3 義務教育 振興費	243,043	11,516	254,559				11,516	1 報酬	9,152	給与費
								3 職員手当 等	2,364	
4 教育研修 センター 費	34,483	2,404	36,887				2,404	1 報酬	1,185	給与費
								2 給料	88	
								3 職員手当 等	838	
								4 共済費	293	
計	827,088	11,324	838,412				11,324			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	970,598	△ 1,829	968,769				△ 1,829	2 給料	596	給与費
								3 職員手当 等	△ 760	
								4 共済費	△ 1,665	
計	978,016	△ 1,829	976,187				△ 1,829			

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管 理費	866,319	4,654	870,973				4,654	2 給料	3,449	給与費
								3 職員手当 等	936	
								4 共済費	269	
計	873,384	4,654	878,038				4,654			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	105,635	19,026	124,661				19,026	1 報酬	255	給与費
								2 給料	6,585	
								3 職員手当 等	8,185	
								4 共済費	4,001	
2 公民館費	120,525	16,301	136,826				16,301	1 報酬	2,109	給与費
								2 給料	7,078	
								3 職員手当 等	3,916	
								4 共済費	3,165	
								8 旅費	33	
3 図書館費	133,880	6,298	140,178				6,298	1 報酬	3,961	給与費
								2 給料	340	
								3 職員手当 等	1,662	
								4 共済費	335	
4 文化振興 費	113,782	327	114,109				327	2 給料	261	給与費
								3 職員手当 等	66	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
6 地域文化 ・スポー ツクラブ 推進費	191,990	4,349	196,339				4,349	1 報酬 3 職員手当 等	3,616 733	給与費
計	757,073	46,301	803,374				46,301			

第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	316,354	33,712	350,066				33,712	2 給料 3 職員手当 等 4 共済費	17,010 8,500 8,202	給与費
3 学校給食 費	3,279,650	11,895	3,291,545				11,895	2 給料 3 職員手当 等	9,492 2,403	給与費
計	4,096,630	45,607	4,142,237				45,607			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	42,914,607	383,919	43,298,526			91	383,828	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計				
補 正 後	長 等	4	0	34,188	148	11,795	354	46,485	13,311	59,796	
	議 員	22	94,680	0	0	31,245	0	125,925	27,383	153,308	
	そ の 他 の 特 別 職		56,752	0	0	0	0	56,752	0	56,752	
	計	26	151,432	34,188	148	43,040	354	229,162	40,694	269,856	
補 正 前	長 等	4	0	34,188	73	10,326	318	44,905	13,244	58,149	
	議 員	22	94,680	0	0	31,245	0	125,925	27,383	153,308	
	そ の 他 の 特 別 職		56,752	0	0	0	0	56,752	0	56,752	
	計	26	151,432	34,188	73	41,571	318	227,582	40,627	268,209	
比 較	長 等	0	0	0	75	1,469	36	1,580	67	1,647	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	75	1,469	36	1,580	67	1,647	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(648) 457	529,099	1,934,382	1,201,246	3,664,727	936,983	4,601,710	
補 正 前	(632) 466	454,272	1,873,441	1,088,079	3,415,792	872,195	4,287,987	
比 較	(16) △ 9	74,827	60,941	113,167	248,935	64,788	313,723	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	40,156	24,943	1,438	49,349	465,679	362,075	30,481	29,906	172,675	24,485	59
	補 正 前	43,408	26,303	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	126,170	22,655	21
	比 較	△ 3,252	△ 1,360	△ 308	7,671	28,105	30,473	2,949	516	46,505	1,830	38

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。以下同じ。)数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 441	1,710,868	1,055,813	2,766,681	797,218	3,563,899	
補 正 前	(17) 450	1,673,096	962,439	2,635,535	746,241	3,381,776	
比 較	(△1) △ 9	37,772	93,374	131,146	50,977	182,123	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	40,156	19,557	1,438	49,349	386,635	306,171	30,481	29,906	167,576	24,485	59
	補 正 前	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,844	22,655	21
	比 較	△ 3,252	△ 1,389	△ 308	7,671	18,391	21,196	2,949	516	45,732	1,830	38

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補正後	(632) 16	529,099	223,514	145,433	898,046	139,765	1,037,811	
補正前	(615) 16	454,272	200,345	125,640	780,257	125,954	906,211	
比較	(17) 0	74,827	23,169	19,793	117,789	13,811	131,600	

職員 手当等 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	児童手当	管理職員 特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	0	5,386	0	0	79,044	55,904	0	0	5,099	0	0
	補正前	0	5,357	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
	比較	0	29	0	0	9,714	9,277	0	0	773	0	0

※ ( ) 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	60,941	給与改定に伴う増減分	66,352	・給与改定 改定率3.32% 給与改定実施時期 R6年4月 66,352	
		昇級に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 5,411	・職員の変動状況 会計年度任用職員以外 補正後 441人 補正前 450人 比較 △ 9人 ・人事交流、中途退職、育児休業等 △ 5,411	
職 員 手 当 等	113,167	制度改正に伴う増減分	55,292	期末手当 21,612 時間外勤務手当 4,932 勤勉手当 25,799 寒冷地手当 2,949	
		昇級に伴う増加分	0		
		その他の増減分	57,875	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 3,252 通勤手当 △ 1,389 特殊勤務手当 △ 308 管理職手当 7,671 期末手当 △ 3,221 勤勉手当 △ 4,603 児童手当 1,830 住居手当 516 時間外勤務手当 40,800 管理職員特別勤務手当 38 ・会計年度任用職員 通勤手当 29 期末手当 9,714 勤勉手当 9,277 時間外勤務手当 773	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職 (一)	医療職 (二)	教育職	技能労務職
令和6年12月1日現在	平均給料月額 (円)	294,200	330,980	296,991	390,600	345,980
	平均給与月額 (円)	345,309	402,818	336,944	479,086	365,722
	平均年齢 (歳)	37.9	44.5	39.3	47.3	56.6
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,784	330,980	301,547	395,988	348,300
	平均給与月額 (円)	354,842	387,696	335,012	497,377	371,537
	平均年齢 (歳)	39.7	44.5	39.3	47.3	56.1

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	194,500				192,500
大学卒	225,600	232,500	258,500	252,000	

(国の制度)

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	188,000				185,700
大学卒	220,000	227,400	255,400		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 12月1日 現在	7級	19	4.7	5級	3	60.0	5級	6	33.3	3級	1	12.5	5級	3	60.0
	6級	26	6.4	4級			4級	2	11.1	2級	1	12.5	4級	2	40.0
	5級	57	14.1	3級	1	20.0	3級	4	22.3	1級	6	75.0	3級		
	4級	59	14.6	2級	1	20.0	2級	6	33.3				2級		
	3級	111	27.4	1級			1級						1級		
	2級	81	20.0												
	1級	52	12.8												
	計	405	100.0	計	5	100.0	計	18	100.0	計	8	100.0	計	5	100.0
区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日 現在	7級	24	6.0	5級	3	60.0	5級	6	31.6	3級	1	12.5	5級	4	66.7
	6級	24	6.0	4級			4級	3	15.8	2級	1	12.5	4級	2	33.3
	5級	58	14.5	3級	1	20.0	3級	3	15.8	1級	6	75.0	3級		
	4級	51	12.7	2級	1	20.0	2級	7	36.8				2級		
	3級	105	26.2	1級			1級						1級		
	2級	95	23.6												
	1級	44	11.0												
	計	401	100.0	計	5	100.0	計	19	100.0	計	8	100.0	計	6	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長	次長	課長	主幹	主任主査	主任	主事

工 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	441	405	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	436	405	2	
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	36	32	2
		3号給 (人)	18	18	
		4号給 (人)	381	354	
		6号給 (人)	1	1	
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	98.9	100.0	40.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	450	411	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	447	411	3	
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	41	33	1
		3号給 (人)	18	18	
		4号給 (人)	388	360	2
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	99.3	100.0	50.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	( 1.175 ) 2.200	( 1.225 ) 2.350	( 2.400 ) 4.550	有	
前 年 度	( 1.175 ) 2.175	( 1.175 ) 2.225	( 2.350 ) 4.400	有	
国 の 制 度	( 1.175 ) 2.250	( 1.225 ) 2.350	( 2.400 ) 4.600	有	

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	



キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和6年12月1日現在)	5.9	6.5
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合



## むつ市議会第262回定例会

### 条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）



目

次

議案第106号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	5
	第2条による改正	7
議案第107号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	9
	第2条による改正	9
議案第108号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	11
	第2条による改正	11



議案第106号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあり、及び「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における支給対象職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">世帯等の区分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">世帯主である職員</td> <td style="width: 50%;">扶養親族のある職員</td> <td style="text-align: center;"><u>19,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分		額	世帯主である職員	扶養親族のある職員	<u>19,800円</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における支給対象職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">世帯等の区分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">世帯主である職員</td> <td style="width: 50%;">扶養親族のある職員</td> <td style="text-align: center;"><u>17,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分		額	世帯主である職員	扶養親族のある職員	<u>17,800円</u>
世帯等の区分		額											
世帯主である職員	扶養親族のある職員	<u>19,800円</u>											
世帯等の区分		額											
世帯主である職員	扶養親族のある職員	<u>17,800円</u>											

	その他の世帯主である職員	11,400円
その他の職員		8,200円

3・4 (略)  
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

	その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員		7,360円

3・4 (略)  
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)



## 第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあり、及び「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡</p>

した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

議案第107号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>

第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」  
と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等に  
あつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあ  
るのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市  
長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の  
175」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務  
職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月  
額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範  
囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第108号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)においては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)においては、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

